



熊本県公報

第 1 2 8 1 3 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 5 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録の変更…………… (高齢者支援課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の辞退…………… (〃) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 5
- 制限区域の一部変更(八代港)…………… (港湾課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 7
- 道路の区域変更…………… (〃) 7
- 道路の区域変更…………… (〃) 7
- 道路の区域変更…………… (〃) 8
- 道路の区域変更…………… (〃) 8
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 8
- 屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地
域等の指定…………… (都市計画課) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 9
- 介護医療院の開設許可…………… (高齢者支援課) 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 10
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (商工振興金融課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (〃) 14
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録…………… (森林整備課) 14
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の変更…………… (〃) 14
- 公共測量の終了…………… (監理課) 15
- 公共測量の終了…………… (〃) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 15
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から
の意見…………… (商工振興金融課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 16
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 16
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (〃) 17
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (〃) 17
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (〃) 18
- 熊本都市計画道路の変更(益城町決定)…………… (都市計画課) 18

告 示

熊本県告示第360号

平成28年(2016年)3月11日熊本県告示第272号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
野畑-1	苓北町坂瀬川	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
野畑-1	苓北町坂瀬川	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成31年(2019)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ケアサポート地域創生館 下益城郡益城町大字寺迫 77番地	一般社団法人 障害者が ともに暮らせる地域創生 館 下益城郡益城町大字寺迫 77番地 代表理事 東 俊裕	居宅介護 重度訪問介護	平成31年 (2019年) 4月4日
杵 合志市幾久富1656番 地100	NPO法人 杵 合志市幾久富1656番 地100 理事長 藏座 正徳	就労移行支援	平成31年 (2019年) 5月31日
就労支援センターオーガ	オーガニックステーショ	就労移行支援	平成31年

ニックステーションYOU U 球磨郡錦町大字西155	ンYOU 合同会社 球磨郡錦町大字西155 代表社員 内山 拓也	就労継続支援A型	(2019年) 4月18日
A型就労継続支援事業所 スカイ 宇城市松橋町曲野12-4	合同会社 スカイアクテ ィブ 宇城市松橋町曲野12-4 代表社員 山口 清	就労継続支援A型	平成31年 (2019年) 4月30日

熊本県告示第363号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録特定行為事業者の名称	変更事項		事業所の名称及び所在地	登録番号	変更年月日
	登録特定行為事業者の住所				
	変更前	変更後			
有限会社鈴かぜ	八代市長田町 2838番地 2	八代市豊原上町3012番地1	有料老人ホーム 鈴かぜ 八代市豊原上町 3012-1	43110 0237	平成30年 (2018)12月 14日
有限会社鈴かぜ	八代市長田町 2838番地 2	八代市豊原上町3012番地1	訪問介護事業所 鈴かぜ 八代市豊原上町 3012-1	43110 0238	平成30年 (2018)12月 14日

熊本県告示第364号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

島田地区（大規模）

上益城郡益城町大字島田字本開184番の一部（次の図に示す部分に限る。）、184番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、185番1、185番1地先の道の一部分（次の図に示す部分に限る。）、185番1地先の道の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、185番2、188番1、188番2、188番3、188番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、192番1、192番2、192番3、194番、195番、196番1、196番2、197番1、197番2、198番、199番、200番、201番、202番、203番、204番、205番
上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷255番、255番2、259番、260番、261番、262番、263番、263番地先の水、264番1、264番2、265番、266番、267番2、267番3、267番・268番1合併、268番2、268番3、269番、270番、271番1、271番2、280番・281番合併、282番、282番地先の水、283番、284番、285番、286番1・287番・288番合併、286番2、289番、290番1、290番2、291番、292番・293番合併、294番1、294番1地先の脱落地、294番2、295番、296番、297番、298番1、298番2、299番、300番、300番1、301番、302番1、302番2、303番、304番1、305番1、305番2、305番3、306番、308番、308番1、308番2、308番3、309番1、309番2、309番3、309番4、310番、311番、312番、312番2、312番3、313番、316番、316番地先の水、317番、317番2、318番1、318番2、318番3、319番、319番2、320番1、320番1地先の道、320番2、320番3、321番、321番地先の脱落地、325番、325番2、326番、327番・329番・330番1合併、327番・329番・330番1合併2、328番、330番2・331番合併、332番、333番1、333番2、334番、335番、335番1、335番2、336番、336番1、337番・338番合併、339番、340番、341番、342番、342番1、343番、344番1、344番2、344番3、347番1、347番2、347番3、348番1、

348番2、349番、350番1、350番2、352番、353番、354番、355番、又355番、356番、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、又364番、364番1、364番2、364番3、365番、366番、367番、368番、369番1、369番2、370番1、370番2、371番、372番、373番、374番、375番、376番、377番、378番1、378番2、379番1、379番3、379番4、380番、381番、382番1、382番2、383番1、383番2、384番1、384番2、384番3、384番4、384番5、384番6、384番7、384番8、384番10、384番11、385番、386番、387番、388番1、388番2、388番3、388番4、389番、389番1、389番2、389番3、389番4、389番5、390番、391番、392番、392番1、392番2、392番3、393番、394番1、394番2、394番3、395番、396番、398番、399番、400番1、400番2、400番3

上益城郡益城町大字小池字年ノ神558番1、558番1地先の道の一部分(次の図に示す部分を除く。)、558番1地先の道の地先の水の一部分(次の図に示す部分を除く。)、558番2、558番2地先の水の一部分(次の図に示す部分を除く。)、558番3、559番1、559番2、559番3、560番1、560番1地先の水の一部分(次の図に示す部分を除く。)、560番2、561番、563番の一部分(次の図に示す部分を除く。)、564番の一部分(次の図に示す部分を除く。)

上益城郡益城町大字小池字下原770番1、770番2、770番3、770番4、771番1、771番2、772番、772番1、772番2、773番、773番1、773番2、774番1、774番2、774番3、775番、775番2、776番1、776番2、777番1、777番2、778番1、778番2の一部分(次の図に示す部分を除く。)、779番の一部分(次の図に示す部分を除く。)、781番の一部分(次の図に示す部分を除く。)、781番1、781番2、786番2の一部分(次の図に示す部分を除く。)、789番の一部分(次の図に示す部分を除く。)、789番1の一部分(次の図に示す部分を除く。)、790番2の一部分(次の図に示す部分を除く。)、790番13の一部分(次の図に示す部分を除く。)、790番14の一部分(次の図に示す部分を除く。)、790番16、790番17

上益城郡益城町大字島田字立石775番、775番1の一部分(次の図に示す部分を除く。)、775番1地先の道の一部分(次の図に示す部分を除く。)、777番2、777番3、778番の一部分(次の図に示す部分を除く。)、779番1、779番2の一部分(次の図に示す部分を除く。)、781番1、781番3、781番4、781番5、781番6、783番1、783番2、783番3、783番4、784番1の一部分(次の図に示す部分を除く。)、784番2の一部分(次の図に示す部分を除く。)、785番1、785番2、785番2地先の道の一部分(次の図に示す部分を除く。)、785番3、787番1、787番2、787番3、786番の一部分(次の図に示す部分を除く。)、788番1、789番1、789番3、790番1、790番2、793番2、793番3、793番4、793番5、794番、862番、863番、864番の一部分(次の図に示す部分を除く。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
妙見薬局 八代市妙見町135	平成31年(2019年) 4月1日
あらおシティ薬局 荒尾市緑ヶ丘二丁目4-4	平成31年(2019年) 4月1日

熊本県告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
池田薬局 八代市豊原中町 4 0 8 - 1	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 3 月 3 1 日

熊本県告示第 3 6 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ひたむき	訪問看護ひたむき	菊池郡菊陽町大字津久礼 2 2 6 8 番地 3 8 菊陽ビル 4 0 1 号室	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 3 6 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ひたむき	訪問看護ひたむき	菊池郡菊陽町大字津久礼 2 2 6 8 番地 3 8 菊陽ビル 4 0 1 号室	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 3 6 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ラポール	訪問介護事業所 糸	阿蘇郡小国町宮原 1 8 3 4 - 2	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 3 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ユーズプラン株式会社	ヘルパーステーション ユーライフ船場	宇土市船場町 6 6 番地 1	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 1 日	訪問介護

		日	
--	--	---	--

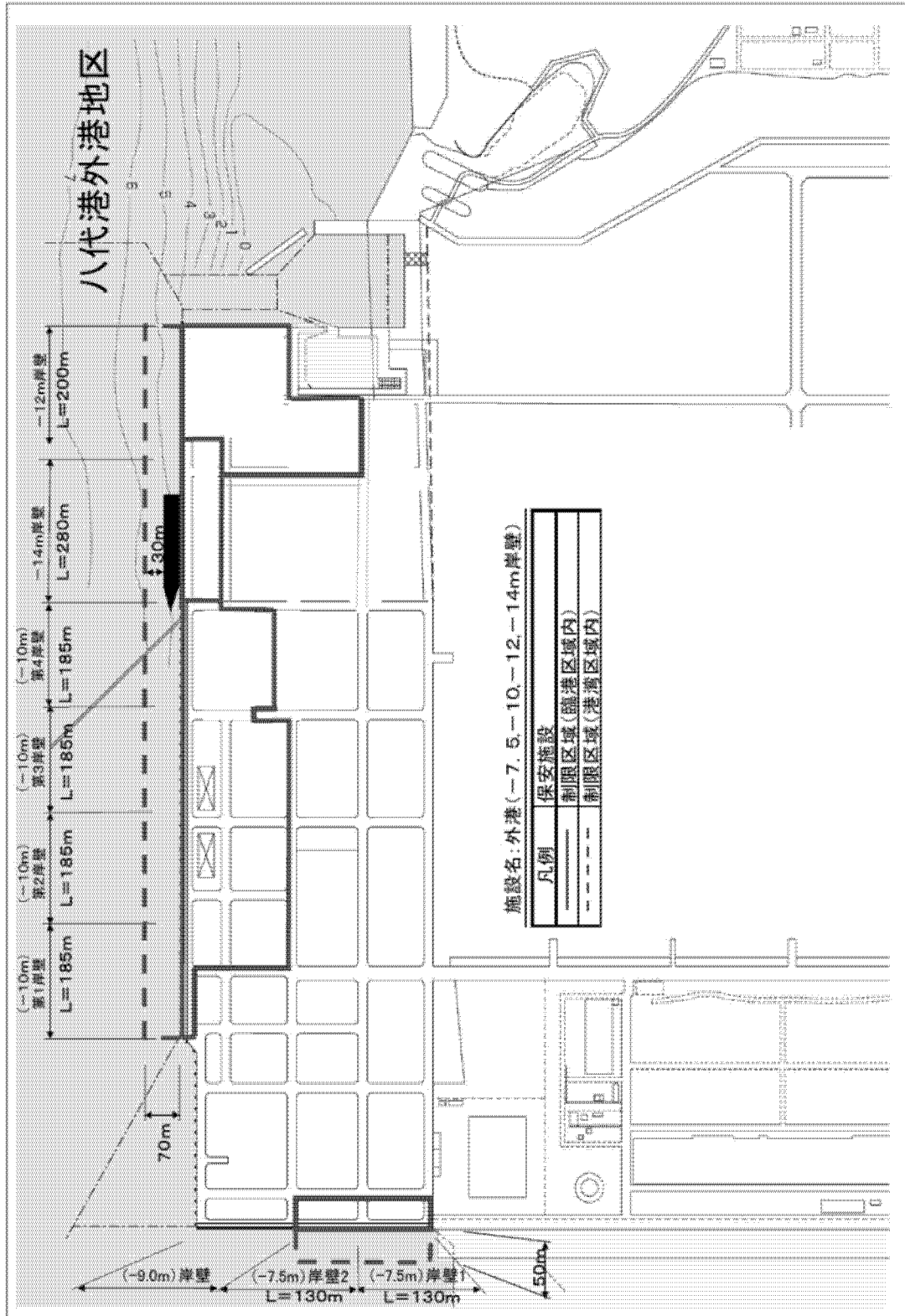
熊本県告示第371号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第10条の2第1項の規定により平成16年熊本県告示第1080号で設定した制限区域の一部を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

変更する臨港地区内制限区域
八代市新港町一丁目及び二丁目のそれぞれの一部



熊本県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇土市戸口町堂ノ前 16番2地先から 同所 16番2地先まで	前	3.6 ～ 9.0	20.9	単道改
			後	4.7 ～ 13.2		

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）4月5日

熊本県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字中村 3076番1地先から 同所 2758番1地先まで	前	5.2 ～ 13.9	51.0	道路区域からの除外
			後	3.6 ～ 5.9		

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）4月5日

熊本県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字丸山 5986番9地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字鹿洗 1062番4地先まで	前	15.3 ～ 58.0	175.0	仮橋撤去
			後	13.0 ～ 52.0		

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）4月5日

熊本県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	上益城郡山都町大字上川井野 字池尻谷	前	9.5 ～ 24.8	76.7	災害防 除
		同所 274番1地先から 258番3地先まで		後		

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）4月5日

熊本県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦 線	葦北郡津奈木町大字福浜字岬 2178番6地先から	前	4.0 ～ 15.9	221.0	津奈木 町へ旧 道移管
		同所 2507番3地先まで		8.2 ～ 15.3		
			後	8.2 ～ 15.3	104.4	

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）4月5日

熊本県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字森園333番・字横瀬3373番・3375番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第378号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成31年（2019年）4月5日から施行する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

4項の表9の7の項の次に次のように加える。

9の8	国道266号（三角大矢野道路）	第二種禁止地域	国道266号との交点（上天草市大矢野町登立地内）	国道266号との交点（宇城市三角町三角浦地内）	路端から300メートル以内	上天草市 宇城市
-----	-----------------	---------	--------------------------	-------------------------	---------------	-------------

4項の表の23の1の2の項の次に次のように加える。

23の1の3	九州縦貫自動車道	第二種禁止地域	人吉球磨スマートインターチェンジ（人吉市浪床町字鮎尾3294番37地内）	人吉球磨スマートインターチェンジ（人吉市東間下町字米山3297番3地内）	路端から500メートル以内	人吉市
--------	----------	---------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------	-----

4項の表23の3の項から23の6の項までを次のように改める。

23の3	南九州西回り自動車道（都市計画区域の用途地域を除く区間）	第二種禁止地域	八代インターチェンジ（八代市東片町地内）	水俣インターチェンジ（水俣市ひばりヶ丘地内）	路端から500メートル以内	八代市 芦北町 津奈木町 水俣市
23の4	南九州西回り自動車道（都市計画区域内の用途地域内の区間）	第三種禁止地域	八代インターチェンジ（八代市東方町地内）	水俣インターチェンジ（水俣市ひばりヶ丘地内）	路端から200メートル以内	八代市 芦北町 津奈木町 水俣市
23の5	九州横断自動車道延岡線（都市計画区域の用途地域を除く区間）	第二種禁止地域	嘉島ジャンクション（嘉島町井寺地内）	山都中島西インターチェンジ（山都町北中島字冷水地内）	路端から500メートル以内	嘉島町 益城町 御船町 山都町
23の6	九州横断自動車道延岡線（都市計画区域内の用途地域内の区間）	第三種禁止地域	嘉島ジャンクション（嘉島町井寺地内）	山都中島西インターチェンジ（山都町北中島字冷水地内）	路端から200メートル以内	嘉島町 益城町 御船町 山都町

熊本県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーション すまいる	社会福祉法人 三和会 上益城郡山都町今322	居宅介護 重度訪問介護	平成31年 (201

上益城郡山都町今322番地1 番地1	番地1 工藤 文範	9年) 4月1日
-----------------------	--------------	-------------

熊本県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。
平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
谷田病院 介護医療院 上益城郡甲佐町大字岩下123番地	医療法人谷田会	平成31年（2019年）4月1日

熊本県告示第381号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
しらぬい児童デイサービス 八代市高小原町1507番地1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地1 坂田 四方治	平成30年（2018年）12月28日	4350200012	指定児童発達支援 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第382号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社九州自然環境研究所
菊池郡菊陽町大字原水1159番地5
中園 朝子

熊本県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年（2019年）4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	川尻宇土線	宇土市三拾町字壺町田 230番17地先から 同所 230番3地先まで	15.0	防交 (交通安全)
		宇土市三拾町字壺町田 200番2-1地先から 宇土市三拾町字道越	132.0	

	430番2地先まで	
2 供用を開始する期日	平成31年(2019年)4月5日	

公 告**熊本県公告第197号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート宇土
宇土市善道寺町字綾織95
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
(2)変更の年月日
平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第198号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート三角
宇城市三角町三角浦1159-127
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
(2)変更の年月日
平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第199号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート山鹿
山鹿市熊入町西田173
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
(2)変更の年月日

- 平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第200号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート東山鹿
山鹿市古閑十三部1006-5
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
(2)変更の年月日
平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第201号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート八代高田
八代市本野町西道善寺2301-1
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
(2)変更の年月日
平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第202号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート鏡
八代市鏡町内田275-1
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート

(変更後) 株式会社ゆめマート熊本

(2)変更の年月日

平成31年(2019年)3月1日

3 届出年月日

平成31年(2019年)3月19日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課

平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第203号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート人吉

人吉市上薩摩瀬町園田880

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社ゆめマート

(変更後) 株式会社ゆめマート熊本

(2)変更の年月日

平成31年(2019年)3月1日

3 届出年月日

平成31年(2019年)3月19日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第204号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート多良木

球磨郡多良木町多良木1385-2

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社ゆめマート

(変更後) 株式会社ゆめマート熊本

(2)変更の年月日

平成31年(2019年)3月1日

3 届出年月日

平成31年(2019年)3月19日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第205号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート松島

上天草市松島町大字合津7915-21

2 変更した事項

- (1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
- (2)変更の年月日
平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務部振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第206号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート牛深
天草市牛深町大池田1545-5
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社ゆめマート
(変更後) 株式会社ゆめマート熊本
- (2)変更の年月日
平成31年(2019年)3月1日
- 3 届出年月日
平成31年(2019年)3月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務部振興課
平成31年(2019年)4月5日から平成31年(2019年)8月5日まで

熊本県公告第207号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	熊本県芦北第1729号
生産事業者の氏名及び住所	もち麦工房株式会社 代表取締役 大川 嘉智子 水俣市大川151-1
生産事業の内容	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	もち麦工房株式会社 代表取締役 大川 嘉智子 水俣市大川151-1

熊本県公告第208号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。
平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(変更前)

登録番号	熊本県八代第1599号
生産事業者の氏名及び住所	上田 ナツヨ 八代市泉町柿迫横手6788
生産事業の内容	種穂の採取、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	上田 ナツヨ 八代市泉町柿迫横手6788

(変更後)

登録番号	熊本県八代第1599号
生産事業者の氏名及び住所	上田 ナツヨ 八代市泉町下岳3019-12
生産事業の内容	種穂の採取、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	上田 ナツヨ 八代市泉町柿迫横手6788
変更年月日	平成31年(2019年)3月8日

熊本県公告第209号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(水準測量)	平成30年(2018年) 10月9日から 平成31年(2019年) 3月15日まで	熊本県玉名市、和水町、 山鹿市、菊池市、熊本市 北区植木町(菊池川 0k000~50k000、上内田 川0k000~2k200、合志 川0k000~10k200)

熊本県公告第210号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により南関町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(写真測量)	平成30年(2018年) 8月31日から 平成31年(2019年) 3月22日まで	玉名郡南関町

熊本県公告第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字大辻80番1、同81番3、同86番3及び同87番3
2, 980.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町広崎495番地1
社会福祉法人茉音の花 理事長 岩本 淳子

熊本県公告第212号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ人吉店
熊本県人吉市上薩摩瀬町1458番地1 外

- 2 人吉市から聴取した意見の概要
- (1) 周辺住民からの要望や質問等については、誠実に対応し、施設の着工にあたっては、周辺住民等とトラブルが起きないように、工事の内容等について周知徹底を図ること。
 - (2) 西瀬小学校及び第二中学校の通学路が隣接しているため、安全対策について特段の配慮をすること。
 - (3) 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」、「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」、「人吉市環境基本条例」、「人吉市生活環境保全美化条例」など環境保全に関する法律・条例の規定を遵守し、所在地周辺地域の生活環境保全に配慮し、特に次のことに留意されたい。
 - ア 騒音、振動、悪臭、粉塵、周辺水路の汚濁等の防止に努めること。
 - イ 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に定める特定施設を設置する場合は、所定の届出書を提出すること。また、規制基準を遵守すること。
 - ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」を遵守し、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に保管・処分すること。
 - エ 廃棄物減量のため、マイバック推進（レジ袋の削減）や簡易包装、リサイクル等に努めること。
 - オ 人吉市環境基本条例」第6条に定める事業者の責務を遵守すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
 平成31年（2019年）4月5日から平成31年（2019年）5月5日まで

熊本県公告第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡甲佐町大字豊内字東園716番、同717番の一部、同718番1、同718番3、同719番1、同719番3の一部、同776番、同777番、同783番、同784番、同785番、同786番、同787番、同788番、同789番及び同790番の一部
 12,978.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
 甲佐町

熊本県公告第214号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年（2019年）4月5日から同年4月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
 平成31年（2019年）4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社九州男	人吉市中青井町	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前1666番ほか6筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5番5ほか1筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字中鶴160番ほか3筆
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字茶園958番
川村 航陽	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509番23ほか10筆

川村 和弘	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字中園725番1ほか2筆
宮崎 貴宏	球磨郡あさぎり町上西	球磨郡あさぎり町上西字尾鉢3152番39
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上392番ほか1筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月20日

熊本県公告第215号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)4月5日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字滝川字大塘195番
株式会社ASO AGROSSTY LE	阿蘇市三久保	阿蘇市内牧字南新井手926番ほか1筆
高藤 千晶	阿蘇市一の宮町	阿蘇市内牧字蛭池430番
五嶋 幸也	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字東畑697番
嶋川 迪	阿蘇市永草	阿蘇市永草字上井手下684番1ほか4筆
有限会社やまうち農産	阿蘇市竹原	阿蘇市西町字梶師888番1ほか1筆
佐藤 健介	阿蘇市狩尾	阿蘇市三久保字千町無田233番274ほか19筆
農事組合法人黒流	阿蘇市黒流町	阿蘇市内牧字村下1579番ほか1筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市今町字井手下190番ほか16筆
井手 孝義	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町坂梨字島廻320番ほか2筆
山本 利幸	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字一本木341番ほか9筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月22日

熊本県公告第216号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)4月5日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 優希	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字壺壺番割1435番
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字式番割212番3ほか1筆

中村 優希	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字式番割212番3ほか1筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字年ノ神1877番ほか1筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字上赤坂1393番1ほか11筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島3436番2ほか16筆
西 康子	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島3436番2ほか16筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月27日

熊本県公告第217号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)4月5日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
栗原 弘陽	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字後河原372番1ほか5筆
有限会社大自然ファーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字下中野5589番2ほか2筆
株式会社まゆみ農園	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字上前通5188番3
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市横田字田楽504番
木村 寿男	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字馬渡6794番
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町小柳字前田240番45ほか3筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月27日

熊本県公告第218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画道路(木山宮園線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫